日本ＮＣＲ健康保険組合　理事長　殿

日本ＮＣＲ健康保険組合加入（被扶養者）に関する同意書

（対象：配偶者である被扶養者とそれ以外の40歳以上※被扶養者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※扶養認定理由発生日時点

日本ＮＣＲ健康保険組合へ被扶養者として加入するにあたり、以下の同意事項について理解し

ここに同意いたします。

記

1. 年１回の健康診断とがん検診の受診
2. 保健事業（特定保健指導、重症化予防対策）への積極的参加
3. 保険給付費適正化対策への協力
4. 健康診断及び特定保健指導への参加案内及び参加勧奨を被保険者経由で行うこと。
5. 被扶養者認定基準を満たさなくなった場合の速やかな届出および健康保険証の返還

※上記詳細は裏面を参照ください。

上記の同意事項を理解し、全てに同意した上で署名します。

（☐に☑をお願いします）

　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・被保険者 | 記号 | 番号 |
| 被保険者　氏名（自署） |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| ・被扶養者　氏名（自署） |  |
| 連絡先　電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

※ご記入いただいた情報は、個人情報保護法に基づき収集及び管理いたします。

注意事項

・同意書の内容を確認の上、被保険者（社員）および被扶養者氏名それぞれにご署名ください。

・連絡先は、保健事業のご案内や健康診断受診とその後のご連絡をする際に使用します。

・必ず控えを取りお手元に保管してください。

以上

**同意書の内容について**

1. 年１回の健康診断とがん検診の受診
2. 日本ＮＣＲ健康保険組合では、国が定める項目より、さらに充実した健診項目で健保組合が契約している健診機関・全国各地の巡回会場にて健診の実施をしています。ご案内がお手元に届きましたら、必ず年1回の健康診断、がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん）を受診ください。但し、健康診断を受診できないやむを得ない事由（出産・入院・海外帯同等）は除きます。
3. 契約している健診機関・巡回会場以外で健診を受診した場合は、健診受診結果のコピーを健康保険組合まで提出ください。
4. 保健事業への積極的参加

（１）特定保健指導

・健診結果により生活習慣病のリスクがあった方に対し、生活習慣改善のサポートを行い

　ます。ご案内が届いたら、積極的にご参加ください。

　　（２）重症化予防対策

・健診後に再検査・治療が必要な方に対し、、再検査受診のフォロー、医療機関等の紹介をし

ています。ご案内が届いたら速やかに受診をして、ご自身の生活習慣改善に積極的に取り

組んで下さい。

1. 医療費適正化対策への協力

（１）健康保険料を有意義に活用するためにも適正な医療機関の受診をお願いします。

以下のような受診はご自身の健康にも影響し、健保の財政を圧迫することがあります。

・重複受診　 受診のたびに初診料がかかり、治療や薬の重複で体の負担がかかります。

・時間外受診 割増しが発生します。やむを得ない場合以外は時間内の受診をお願いします。

（２） お薬はジェネリック医薬品がある場合は、極力ジェネリック医薬品の使用をお願いします。

（３）ケガで負傷された場合、その原因の照会をする場合があります。

ケガをされた場合に、負傷された原因や状況により健康保険が使用できない場合がありま

す。書類が届きましたらご協力をお願いいたします。

（４）自動車事故など他人の加害行為が原因で病気やけがをしたとき（第三者行為）は、速やか

に健康保険組合へ連絡してください。

（５）健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過負傷

原因等の照会をさせていただく場合があります。

保険料を適正に活用するため、照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 健康診断および特定保健指導への参加案内および参加勧奨等を被保険者経由、または被扶養者様に直接行う場合があります。
2. 被扶養者資格を喪失した場合の速やかな届出および健康保険証の返還

（１）就職や収入オーバー等で被扶養者資格を喪失した場合は、当健康保険組合の保険証を使用

しないでください。

（２）被扶養者認定基準を満たさなくなった時点以降に健康保険証を使用した場合は、遡って医

療費の返還請求をいたします。

以上ご理解とご協力をお願い致します。

詳細は日本ＮＣＲ健康保険組合のホームページをご参照ください。

<https://www.ncrkenpo.or.jp/>